

入札要領等資料

<u>入札要領</u>	<u>15ページ</u>
<u>売買契約書（案）（標準）</u>	<u>18ページ</u>
<u>予算決算及び会計令（抄）</u>	<u>21ページ</u>
<u>国有財産法（抄）</u>	<u>21ページ</u>
<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）</u>	<u>21ページ</u>
<u>外国為替及び外国貿易法（抄）</u>	<u>21ページ</u>
<u>外国為替令（抄）</u>	<u>21ページ</u>
<u>銀行振出小切手（見本）</u>	<u>22ページ</u>
<u>誓約書（様式）</u>	<u>22ページ</u>

入 札 要 領

第 8 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

1 公示書又は本要領の条項に違反するもの

2 入札書に入札者の住所、氏名の記入のないもの

3 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入のないもの

4 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの、金額の前に「￥マーク」の記載のないもの

5 担当官等が入札書不完全と認めたもの

6 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの

7 第 5 条に規定する入札保証金振込証明書の提出のないもの

8 第 5 条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの

9 第 5 条に規定する入札保証金を差し出さないもの

10 1 物件に対し一人で複数の入札をしたもの

11 最低売却価格に達しない入札をしたもの

12 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定並びに国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 16 条の規定に該当する者が入札したもの

13 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

(1) 当該物件を暴力対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(注) 「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

(2) 次のいずれかに該当するとき
ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はそ

の者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
損害を行うことはできません。

第 1 条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上入札してください。

第 2 条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第 3 条 代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第 4 条 入札は、近畿財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れられた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間【令和 5 年 12 月 20 日（水）から令和 6 年 1 月 10 日（水）（午後 5 時必着）】に近畿財務局あて引受及び配達について記録できる方法により郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2 入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行なう場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第 5 条 入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上（円未満切上）に相当する金額を近畿財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、

近畿財務局の預金口座（口座番号等：振込依頼書記載のとおり）に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入れ保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと近畿財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2 1 通の振込依頼書で複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。
3 振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4 入札保証金の納付後は、その取消し又は変更是できません。

第 6 条 入札書の記載に当たっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないように記入してください。

2 入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預貯金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還請求欄に金融機関名、預貯金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。

第 7 条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき

(3) (1)、(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

14 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第 9 条 開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせで行います。入札者等入札関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

なお、入札者等入札関係者以外の方及び開札前に無効となつた方は開札会場への入場はできません。

第 10 条 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもつて入札した者と決定します。ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもつて入札した者が警察当局から排除要請のあるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第 8 条に規定する排除要請が行われなかつた場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかつた者に限る。）のうち最高の価格をもつて入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにて落札者を決定します。入札者が開札会場にない場合には、国が指定した者がくじを引きます。
なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第 11 条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもつて通知するとともに、開札後速やかに近畿財務局のホームページに開札の実施結果に係る次に掲げる情報情報を公表します。

第 12 条 開札結果に開札結果に係る次に掲げる情報情報を公表します。

所在地（マンションの場合は住居表示。第 17 条第 1 項において同じ。）、マンション名・部屋番号（マンションの場合のみ。第 17 条第 1 項において同じ。）、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。第 17 条第 1 項において同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積、マンションの場合は専有面積。第 17 条第 1 項において同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第 12 条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。）が落札者となつた場合で、外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があつたときに有効とします。

第 13 条 入札保証金は、落札者を除き、第 6 条第 2 項に規定する方法により速やかにこれを還付します。
また、落札者の決定を留保した場合は、落札者が決定されるまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。
ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

第 14 条 落札者が令和 6 年 2 月 22 日(木)までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。
2 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条及び第 5 条に基づく許可申請や届出は、落札者の負担で落札決定の日から原則 30 日以内に申請等を行わなければなりません。

なお、正当な理由なく期限内に申請等を行わなかつた場合や、令和 6 年 4 月 25 日(木)までに契約の締結を行わなかつた場合、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。
第 15 条 落札者は、契約締結しようとするとき、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上（円未満切上）に相当する金額を現金又は銀行振出による小切手により提供しなければなりません。
第 16 条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第 17 条 落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を近畿財務局のホームページに公表します。
所在地、マンション名・部屋番号、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等隨契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は該団体名）、契約相手方の業種（契約相手

方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令第80条の規定に基づき定める予定価格をいう。)の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2 第11条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第18条 本要領に定めない事項はすべて会計法規の定めるところによつて処理します。

【土地、建物付土地（契約保証金用）】

收 入	印 紙
第 6 条 亮買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。	（亮買物件の引渡し）
第 7 条 甲は、前条の規定により亮買物件の所有権が乙に移転した時に亮買物件の引渡しがあつたものとする。	（亮買物件の引渡し）

国 有 財 産 売 買 契 約 書（案）

亮払人國（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次
の条項により国有財産の亮買契約を締結する。

（亮買物件）

第 1 条 亮買物件は、次のとおり。

所 在 地	区分	数 量	摘要
			内訳は別紙のと おり。

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって
契約数量とすることを了承するものとする。

（亮買代金）

第 2 条 亮買代金は、金（落札金額）円とする。

（うち消費税及び地方消費税相当額 金

（契約保証金）

第 3 条 乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として、金○.○○○.○○○円
（亮買代金の1割以上）を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金のうち、金△△△、△△△、△△△円は入札保証金より充当するものと
する。

3 第 1 項の契約保証金は、第 1 6 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈
しない。

4 第 1 項の契約保証金には利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第 1 項に定める契約保証金を亮
買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を
国庫に帰属させることができる。

（代金の支払）

第 4 条 乙は、亮買代金のうち前条第 1 項に定める納入告知書により、令和○○年○○月○
日までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

第 5 条 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現
金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第 6 条 亮買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（亮買物件の引渡し）

第 7 条 甲は、前条の規定により亮買物件の所有権が乙に移転した時に亮買物件の引渡
しがあつたものとする。

（特約条項）

第 8 条 乙は、亮買物件が亮買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であること
を了承したうえ、亮買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第 8 条の 2 乙は、引き渡された亮買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合し
ないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から 2 年以内に
甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除を
することができる。

この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申入れをすることができる。

（1）修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、
乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

（2）修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わ
ない。

（3）本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責に帰す
ことができる事由によるものであるときは、乙は、甲に対し、損害賠償
を請求することができる。

（4）前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

（5）本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、
本契約を解除することができる。

（6）本条の契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は、
修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることができない。

2 前項の契約不適合について、乙は、甲にに対して、代金減額を請求することはでき
ない。

3 乙が本契約締結時に第 1 項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を
負わない。

（危険負担）

第 9 条 本契約締結の時から亮買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変
その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、
修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となつたときは、
甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契
約が解除されるまでの間、亮買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、亮買物件の引渡し前に、前項の事由によつて当該物件が損傷した場合であ
つても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、亮買物件を
修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡
しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期に

（亮買契約書）

（印紙）

第 号

ついて異議を述べることはできない。
3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金額を無利息で速やかに返還するものとする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第 10 条 乙は、本契約の締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第 11 条 甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。
3 乙は、正当な理由なく、前 2 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第 12 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。
(1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の 1 割）円
(2) 第 10 条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の 3 割）円
2 前項の違約金は第 13 条第 4 項及び第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
2 甲は、乙が第 10 条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

について異議を述べることはできない。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償なしし補償することは不要ない。
- 4 乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

- 第 14 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

- 第 15 条 乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることができないと認めたときは、現状のまま返還することができる。
- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に定めるところにより甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならぬ。
- 3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

- 第 16 条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。
- (返還金の相殺)

 - 第 17 条 甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

- (契約の費用)

 - 第 18 条 本契約の締結及び履行等に關して必要な費用は、乙の負担とする。

- (契約内容の公表)

 - 第 19 条 乙は、本契約締結後、別紙に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

- 第 20 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 本契約に關し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 21 条 本契約に関する訴えの管轄は近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

別紙（第8条関係）

本売買契約書第8条に定める売買契約書添付の物件調書等は以下のとおり。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

物件調書
売買物件引渡し時に交付する資料

資料名（境界確定協議書、地下埋設物調査報告書等）を記載

（以下に物件調書を添付）

令和 年 月 日

売 払 人 国

契約担当官（財務事務所の場合は分任契約担当官）

買 受 人 住 所

氏 名（名称）

（ 落札者 ）

印

実印：登録済印鑑

20

※ 売買契約と同時に売買代金全額を納付していただく場合は、関連条項を削除又は
所要の修正を行います。

■生労働省が所管する財産（物件番号 1602、1606、1607）について
※ 1. 売買契約と同時に売買代金全額を納付していただくことはできません。
2. 第4条の甲は、当該契約物件を所管する廳入敷收官となります。

別紙（第1条第1項関係）

所在地	区分	種目	構造	数 量	評価額（時価）	売買代金

別添（第1条第2項関係）
(土地、建物に係る測量図等を添付)

予算決算及び会計令（抄）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

- 第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない者。
- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者。
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

（一般競争に参加させないことができる者）

- 第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとの認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正當な理由がなくして契約額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - (7) 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

- （定義）
- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めることによる。
- (1) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
 - (2) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- （国及び地方公共団体の責務）
- 第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。
- (1) 指定暴力団員
 - (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）
 - (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの。
 - (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）
- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれら者が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自發的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいつ。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

外国為替及び外国貿易法（抄）

（定義）

- 第6条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。
- (5) 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
 - (6) 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

外国為替令（抄）

（財務大臣の許可を要する資本取引等）

- 第11条 第3項 居住者又は非居住者が第一項の規定により指定された資本取を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならぬ。

国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

- 第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

<銀行振出小切手（見本）>

<誓約書（様式）>

契約保証金または売買代金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（現金小切手又は預手といふ）だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常振出人、支払人とも同一金融機関です。

AA100000	小 切 手	全国 5001 0123 - 456
○○銀行○○支店		
¥ 1 0, 0 0 0, 0 0 0 ※		
上記の金額を 持参人 様へこの小切手と引替えにお支払いください		
振出日 年 月 日		
振出地 ○○市		
株○○銀行○○支店		
支店長○○○○ 印		

AA100000

○○銀行○○支店

¥ 1 0, 0 0 0, 0 0 0 ※

上記の金額を 持参人 様へこの小切手と引替えにお支払いください

振出日 年 月 日

振出地 ○○市

株○○銀行○○支店

支店長○○○○ 印

銀 行

* ① 振出人、支払人とも同一金融機関である。

② 持参人又は無記名である。

③ 振出日から 5 営業日以内である。

④ 電子交換所加盟店振出の小切手に限る。（※1）

⑤ 個人振出小切手は受領できません。

（※1）金融機関によつては、電子交換所に加盟していない場合がありますので、銀行振出小切手で支払を予定される方は、必ず利用される金融機関に加盟の有無を確認してください。

誓 約 書

□ 私
□ 当社
は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 誓約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 公序良俗に反する使用等

- 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他のこれに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に譲り渡すこと。

(分任) 誓約担当官 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称